

本校の学校評価について

本校の学校評価は、学校教育法および学校教育法施行規則に基づき、自己評価、学校関係者評価を実施し、学校運営の改善を進めるとともに、甲府市教育委員会に報告し、ホームページで公表する。

○学校教育法

第 42 条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

○学校教育法施行規則

第 66 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第 68 条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

参考資料

「学校評価ガイドライン[平成 22 年改訂]」文部科学省

「やまなしの学校評価推進のための手引書」平成 22 年 3 月 山梨県教育委員会義務教育課